

令和元年12月17日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和元年第4回

杵築市議会定例会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 176 号 令和元年度杵築市一般会計補正予算（第 7 号）
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 177 号 杵築市印鑑条例の一部改正について
－ 議案書 2 ページ－
- 議案第 178 号 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部改正について
－ 議案書 4 ページ－
- 議案第 179 号 杵築市職員の給与に関する条例の一部改正につい
て
－ 議案書 6 ページ－
- 議案第 180 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正
について
－ 議案書 14 ページ－
- 報告第 27 号 専決処分の報告について
－ 議案書 17 ページ－

議案第 1 7 7 号

杵築市印鑑条例の一部改正について

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市印鑑条例（平成17年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第6条第2項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第7条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 7 8 号

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部改正について

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部を改正する条例

杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年
杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額（円）	146,100	195,500	231,500

第10条第2項中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 7 9 号

杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 7 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800

11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300

38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	

65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		

92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500	393,300		
95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		296,100	344,100	383,100			
99		296,500	344,500	383,500			
100		296,900	344,800	383,900			
101		297,100	345,100	384,200			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					

119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 杵築市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成31年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員

の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例を適用する場合においては、改正前の杵築市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第180号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年12月17日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年1月1日から令和2年3月31日まで」に改め、「給与条例第7条第8項に規定する再任用職員を除く。」を削り、「職務の級が3級、4級、5級、6級及び7級である職員（以下「特例適用職員」という。）」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の1.5」を「それぞれ当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職務の級が7級である者 100分の10
- (2) 職務の級が6級（給与条例別表第2の6級の項に規定する課長、参事及び委員会等の事務局の長並びに杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例（平成17年杵築市条例第198号）第5条に規定する館長の職務に限る。）である者 100分の9
- (3) 職務の級が6級である者（前号に該当する者を除く。） 100分の5.6
- (4) 職務の級が5級である者 100分の5.3
- (5) 職務の級が4級である者 100分の5
- (6) 職務の級が3級である者 100分の3.2
- (7) 職務の級が2級である者 100分の1

第1条第3項中「特例適用職員」を「第1項又は第2項の規定の適用を受ける職員」に、「100分の1.5」を「当該職員に該当する第1項又は第2項に定める率」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条

第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特例期間における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員のうち次の各号に掲げる職員の給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（給与条例第16条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算定の基礎となる場合を除く。

（1） 職務の級が4級である者 100分の3.3

（2） 職務の級が3級である者 100分の2

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 17 日提出

杵築市長 永 松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は70%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料9,100円を支払う。

